

実践哲学ノート (24)

谷口 孝男

Notizen über die praktische Philosophie (24)

Takao TANIGUCHI*

Abstract

Die vorliegende Arbeit forscht nach dem Sinn des Menschen als menschliches Naturwesens. Der Kern des Sinnes des Menschen ist aber nichts anderes als Menschlichkeit (Humanität) . Also behandle ich die praktische Philosophie überhaupt, namentlich die menschliche praktische Philosophie Yoshiaki Utsunomiyas. Dabei zugleich möchte ich sein Denken selbst und auch seine Denkweise lernen.

Danach möchte ich den Sinn des menschlichen Naturwesens auf Grund der Menschlichkeit (Humanität) aufklären und ferner den Menschen an sich selbst als systematische Totalität der drei Lebenstätigkeiten, die aus Konsumieren, Produzieren und Verkehren bestehen, zeigen.

Der Sinn des Menschen enthält die Menschlichkeit (Humanität) als sein übergreifendes Moment in sich. Daher müßten wir vor allem die Menschlichkeit (Humanität) untersuchen.

【補論 1】[カントの主要著作との対話]

(β)『実践理性批判 (Kritik der praktischen Vernunft)』[]

[第八節 定理 四 (§ 8 . Lehrsatz .)]

(44)

「[自律と他律] [自律と他律] 意志の自律は、一切の道德法則と、その法則に適合した義務との唯一の原理である。これに反して、随意の一切の他律は、なんら責務を根拠づけなければなり、むしろ責務の原理や意志の道德性の原理に背反する。[消極的自由と積極的自由] つまり [道德] 法則の一切の実質 (つまり欲求された客観) から独立であることと、しかも同時に、格率をもつことができなければならないたんに普遍的な立法的形式を通じて随意が規定されることのうちに、道德性の唯一の原理が成り立つのである。前者の独立性が消極的な意味での自由であり、後者の純粋な、そのものとして実践的な理性の自己立法が積極的な意味での自由である。[道德法則 = 純粋実践理性の自律すなわち自由] それゆえ、道德法則が表現するのは、純粋実践理性の

自律すなわち自由にほかならないのであり、この自律こそが一切の格率の形式的条件であって、一切の格率はこの条件の下でのみ最上の実践的〔道德的〕法則と一致することができるのである。〔 随意的他律 = 自然法則への依存 〕意欲の実質は、〔 道德 〕法則と結び付くようになる欲求の客観にほかならないが、そこでこの意欲の実質が実践的〔 道德的 〕法則の可能性の条件として実践的〔 道德的 〕法則のうちに入りこむと、そこから随意的他律が、つまりなんらかの衝動や傾向性に従おうという、自然法則への依存が生じ、意志は自分で自分に〔 道德 〕法則を与えるのではなく、感受的な〔 自然 〕法則に理性的に従うための指令だけを自分に与えるのである。〔 他律 = 純粋な実践理性の原理と道德的な心術に背反 〕だがこのようにして決して責務を樹立できないばかりか、たとえこの格率から生ずる行為が合法則的であるとしても、まさしく純粋な実践理性の原理に背反し、このことでまた当然にも道德的な心術に背反するのである。〔 〕 Die Autonomie des Willens ist das alleinige Princip aller moralischen Gesetze und der ihnen gemäßen Pflichten : alle Heteronomie der Willkür gründet dagegen nicht allein gar keine Verbindlichkeit, sondern ist vielmehr dem Princip derselben und der Sittlichkeit des Willens entgegen. 〔 〕 In der Unabhängigkeit nämlich von aller Materie des Gesetzes (nämlich einem begehrten Objecte) und zugleich doch Bestimmung der Willkür durch die bloße allgemeine gesetzgebende Form, deren eine Maxime fähig sein muß, besteht das alleinige Princip der Sittlichkeit. Jene Unabhängigkeit aber ist Freiheit im negativen, diese eigene Gesetzgebung aber der reinen und als solche praktischen Vernunft ist Freiheit im positiven Verstande. 〔 〕 Also drückt das moralische Gesetz nichts anders aus, als die Autonomie der reinen praktischen Vernunft, d. i. der 〔 地に訂正 〕 Freiheit, und diese ist selbst die formale Bedingung aller Maximen, unter der sie allein mit dem obersten praktischen Gesetze zusammenstimmen können. 〔 〕 Wenn daher die Materie des Wollens, welche nichts anders als das Object einer Begierde sein kann, die mit dem Gesetz verbunden wird, in das praktische Gesetz als Bedingung der Möglichkeit desselben hineinkommt, so wird daraus Heteronomie der Willkür, nämlich Abhängigkeit vom Naturgesetze, irgend einem Antriebe oder Neigung zu folgen, und der Wille giebt sich nicht selbst das Gesetz, sondern nur die Vorschrift zur vernünftigen Befolgung pathologischer Gesetze ; 〔 〕 die Maxime aber, die auf solche Weise niemals die allgemein = gesetzgebende Form in sich enthalten kann, stiftet auf diese Weise nicht allein keine Verbindlichkeit, sondern ist selbst dem Princip einer reinen praktischen Vernunft, hiemit also der sittlichen Gesinnung entgegen, wenn gleich die Handlung, die daraus entspringt, gesetzmäßig sein sollte. 〕 (前掲『実践理性批判』, 84 ~ 85頁)

*自律は理性の克己、他律は自然への屈服。「自然の体系における人間〔現象人、理性的動物 homo phaenomenon, animal rationale〕は、大して意味のない存在者であって、土から生まれたものとしての他の動物と共通の価値〔卑俗なる価値 pretium vulgare〕をもっている。．．．．．しかし、人格としてみた人間、すなわち道德的 = 実践理性の主体たる人間は、一切の価格をこえて尊いものである〔本体人 homo noumenon 〕」(カント『道德形而上学』, 中央公論社『世界の名著・39・カント』, 594頁以下)

homo noumenonは自律、homo phaenomenonは他律、ということであろう。なお、以下の本を参照されたい。

宇都宮芳明氏『哲学の視座』(作品45), 218 ~ 219頁, 224頁

宇都宮芳明氏『人間の間と倫理』(作品53), 114 ~ 115頁, 200頁

「フョエルバッハもまた、愛を「このもの」である「汝」への愛と考え、「『このもの』は愛のうちでのみ絶対的価値をもつ」とした。しかしフョエルバッハは、カントがいま一つの「道徳的力」とした「尊敬[尊厳]」については、なにも語っていない。これはフョエルバッハがあまりにも「感性」と「理性」の対立に固執し、「道徳は感官を欠いたたんなる自我やたんなる理性からは導出され説明されることはできない」と考え、「カントの道徳」を「実在しない、たんに可能的な理性的存在者を考えるにすぎない」ものとして、簡単に葬り去ったことによるのであろう。しかし愛がたんに受動的な愛ではなく、他者の絶対的価値を承認する能動的な愛であるとすれば、それは当然に他者への尊敬を内に含むものでなければならない。フョエルバッハの「感性的愛」は、それによってはじめて情動的受動的な(カントの否定する)「感性的愛」を脱し、「実践的愛」に転換するであろう。」(宇都宮氏、作品53、216~217頁)

この、フョエルバッハのカント批判は、『唯心論と唯物論』(船山信一氏訳・岩波文庫)に見出される(47頁)。『唯心論と唯物論』、およびフョエルバッハ哲学全体については、宇都宮氏の『フョエルバッハ』(作品58)を見られたい。宇都宮氏の本格的なフョエルバッハ論は、『人間の間と倫理』の「第九章 「私と汝」の理論(その一)」「第十章 「私と汝」の理論(その二)」に見られる。フョエルバッハを即座に知りたい方は、宇都宮氏の『倫理学入門』(作品92)の「11.人「間」と倫理」を御覧下さい。

**意志の自律と他律は、『道徳形而上学の基礎づけ』§95, §115, §116, §122, §123他においても、論じられている。

積極的自由と消極的自由は、『道徳形而上学の基礎づけ』§126, §127, §128他においても、論じられている。

***「道徳的な心(プシュケー)＝純粋な実践理性」の原理(アルケー)、すなわち定言命法(道徳法則)。カントは「それ自体において善いプシュケー」を見詰めている。「それ自体において善いプシュケー」とは、「定言命法」に他ならない。

****なお、爾後、「カントとの対話」は、「道徳＝宗教」、言い換えれば「自律＝信仰」に照準を合わせて、為してゆきたい、と念う。その話題の輪郭については、「実践哲学ノート(22)」を、一瞥されたい。

[注 ー (Anmerkung .)]

(45)

「[格率と実質と法則性][. 実践的＝道徳的行動法則の必然的性格の由来]それゆえ、実質的な(したがって経験的な)条件を伴っている実践的[行動]指令[実用的な仮言命法]は、実践的[＝道徳的行動]法則に数えられてはならない。なぜなら、自由である純粋意志の[道徳的行動]法則は、この意志を経験的領域とはまったく別の領域に置き入れるし、この[道徳的行動]法則が表現する必然性は、なんら自然必然性ではないから、たんに[道徳的行動]法則一般の[存立]可能性の形式的条件[すなわち道徳的な定言命法]のうちにのみ存立することができるからである。(Zum praktischen Gesetze muß also niemals eine praktische Vorschrift gezählt werden, die

eine materiale (mithin empirische) Bedingung bei sich führt. Denn das Gesetz des reinen Willens, der frei ist, setzt diesen in eine ganz andere Sphäre als die empirische, und die Nothwendigkeit, die es ausdrückt, da sie keine Naturnothwendigkeit sein soll, kann also bloß in formalen Bedingungen der Möglichkeit eines Gesetzes überhaupt bestehen.)」

*現象人の住む経験的領域（自然界・現象界・感性界）とは「まったく別の領域」（諸目的の国・英知界・悟性界）には英知人が住んでいる．実質的な行動指令は他律的である．形式的な行動法則のみが自律的である．現象人は他律的，英知人は自律的，と言うのであろう．神は，自律的な英知人にとってしか（nur für）存在し得ない．神は，経験的なものではあり得ないのであるから，神は，定言命法と同様に，「形相的なもの」と考えねばならぬ．人間と神を結び付けるものは，端的に言って，自律的な「定言命法」なのである．前にも述べたことがあるが，「実質」は「形相」によって形作られるもの，である．いまの脈絡では，「実質」すなわち人間（理性的存在者）の自然は，「形相」すなわち自律的定言命法によって，道徳性＝宗教性へと，形作られるのである．自律にしても，他律にしても，ただだんに主観の在り方に尽きる事柄ではあり得ない．主観の在り方と同時に，対象の在り方にも，規定される．対象が「実質」である場合，主観は他律的でしかあり得ない．対象が「形相」である場合，主観は自律的であり得る．したがって，対象が「道徳法則」や「神」の場合，主観は「自律的」であり得る．すなわち，「立法」と「信仰」は，「自律的」であり得る．

「[．実質的な実践的行動規則は例外なく自己幸福を原理としている] 実践的 [行動] 規則の実質は，つねに主観的 [人によって千差万別の] 条件に基づいていて，この条件は，この規則に [傾向性によって] たんに条件づけられた一般性（私がこれやあれを欲求するとき，その際それを実現するために私はなにをなさなければならないか，といった）を与えるだけで，理性的存在者に対する普遍性を与えるものではなく，しかもこの規則はことごとく自分自身の幸福の原理を中心に回転しているのである．(Alle Materie praktischer Regeln beruht immer auf subjectiven Bedingungen, die ihr [ihnenに訂正] keine Allgemeinheit für vernünftige Wesen, als lediglich die bedingte (im Falle ich dieses oder jenes *begehre*, was ich alsdann thun müsse, um es wirklich zu machen) verschaffen, und sie drehen sich insgesamt um das Princip *der eigenen Glückseligkeit*.)」

*カントは，幸福を否定する「禁欲主義者」ではなく，むしろ幸福を積極的に求める人である．カントが厳しく否定したのは，幸福を「道徳のアルケー」とすること，したがって幸福を「人間のアルケー」とする考え，である．実質（傾向性）の満足 [仮言命法] は，すべて，「自己幸福の原理」に基づく．それが悪い，と言うのではなからう．それが，道徳に背反しない限り，善いのである（「道徳的幸福」）．ただ，もう一度言えば，幸福を以て，「人間のアルケー」となすことは，人間の尊厳を毀損することになるし，したがって，人間愛を見失うことになるであろう．すなわち，「道徳」を軽視ないし無視することに到るであろう．そのとき，人間は，爾余の動物と変わらぬ，「自然の体系」におけるたんなる一動物となることであろう（カント『道徳形而上学』）．

「[．a．一切の意欲は実質を持つ] さて，一切の意欲 [仮言命法も定言命法も] が対象すなわち実質をも持たなければならないということは，たしかに否定できない．だが実質は，それだからと言ってまさに格率の規定根拠であり条件であるというわけではない．なぜなら，もしそう

であるとすれば、格率は普遍的な立法的形式のうちで自分を示してみせることができないからであって、と言うのも、その場合には対象の現存の期待が随意的規定根拠となるであろうし、またなんらかの事象の現存に欲求能力が依存していることが意欲の根底に置かれなければならないであろうし、この依存性はいつも経験的な諸条件のうちにのみ求められることができ、したがって決して必然的で〔客観的で〕普遍的な規則〔法則〕の根拠を与えることができないからである。〔 - b . 他人の幸福が意志の実質となる場合の例示〕たとえば、他人の幸福がある理性的存在者の意志の客観になることがある。だが他人の幸福が格率の規定根拠であるとする、われわれは他人の幸せに自然的な満足を見いだすだけではなく、人間にそなわる同情の性向に伴わざるをえないような必要をも見いだすことが前提されなければならないであろう。だが私はこの必要をあらゆる理性的存在者に（神にはまったく）前提することはできない。（〔 - a 〕 Nun ist freilich unleugbar, daß alles Wollen auch einen Gegenstand, mithin eine Materie haben müsse ; aber diese ist darum nicht eben der Bestimmungsgrund und Bedingung der Maxime ; denn ist sie es, so läßt diese sich nicht in allgemein gesetzgebender Form darstellen, weil die Erwartung der Existenz des Gegenstandes alsdann die bestimmende Ursache der Willkür sein würde, und die Abhängigkeit des Begehrungsvermögens von der Existenz irgend einer Sache dem Wollen zum Grunde gelegt werden müßte, welche immer nur in empirischen Bedingungen gesucht werden und daher niemals den Grund zu einer nothwendigen und allgemeinen Regel abgeben kann. 〔 - b 〕 So wird fremder Wesen Glückseligkeit das Object des Willens eines vernünftigen Wesens sein können. Wäre sie aber der Bestimmungsgrund der Maxime, so müßte man voraussetzen, daß wir in dem Wohlsein anderer nicht allein ein natürliches Vergnügen, sondern auch ein Bedürfnis finden, so wie die sympathetische Sinnesart bei Menschen es mit sich bringt. Aber dieses Bedürfnis kann ich nicht bei jedem Wesen (bei Gott gar nicht) voraussetzen.)」

*大きな流れの中で見れば、カントのここでの主張は、「幸福主義の批判」を眼目としている。

○「カントは、幸福主義の倫理を否定する」(宇都宮氏『倫理学入門』, 97頁)

○「誤解が生じないように付け加えると、カントは、幸福を否定して、幸福を求めるべきではないと主張しているわけではない。人間は本性的に幸福を求める。カントが言いたいのは、定言命法もしくは道徳法則に先立って、つまりそれらをあらかじめ考慮しないで、優先的に幸福を追求してはならない、ということであり、ましてや幸福を追求することそのことが、幸福主義者の言うように、道徳的に正しい行為であると考えてはならない、ということである。倫理にとってなによりも重要なことは、善い意志をそなえることであり、定言命法に従って道徳的に善い行為をすることである。幸福追求はいわば二の次の問題であって、この二次的な事柄を道徳性の確立という最重要事に先立たせてはならないというのが、カントの主張なのである。」(同上, 98頁)

**内容に立ち入れば、異論が当然にもあり得るが、カントは「実質」という言葉を、ここでは、「形相」の対立語としてではなく、いわば広義において使っているのではないか、と思われる。確かに、「対象すなわち実質」一般を持たない「意欲あるいは意志」というものは、なんら意欲でも意志でもなからう。行動には、「目的」が不可欠である。その意味において、「実質」は、傾向性(他律・仮言命法)でも、道徳法則(自律・定言命法)でも、あり得る。それ故に、すべての「実

質」が、格率（行動方針）の「規定根拠あるいは条件」「必然的で普遍的な規則〔法則〕の根拠」（なぜ、その行動を選択したのかの最終的根拠）であるとは、見なし得ない。

なお、次の言葉に注目したい。「だが私はこの必要をあらゆる理性的存在者に（神にはまったく）前提することはできない」とあるが、簡略に言えば、カントは「われわれは、神に、同情などを期待することは、まったく（gar nicht）できない」とするわけである。この「無慈悲な神」は、たとえば、次のようにして、理解できよう。

○「道徳性を二の次として、もっぱら自分を幸福にしてくれることを神に望む宗教は、不純な宗教として〔カントによって〕斥けられるのである。」（『倫理学入門』、103頁）

「〔格率の実質と格率の条件〕〔 - a .〕それゆえ、格率の実質は依然として残るが、この実質は格率の条件であってはならない。さもなければ、この格率は〔道徳〕法則には役立たないであろう。それゆえ、実質を制限する〔道徳〕法則のたんなる形式が、同時にこの実質を意志に付け加える根拠でなければならず、〔たんなる〕実質を前提するのであってはならない。（〔 - a .〕Also kann zwar die Materie der Maxime bleiben, sie muß aber nicht die Bedingung derselben sein, denn sonst würde diese nicht zum Gesetze taugen. Also die bloße Form eines Gesetzes, welches〔welcheに訂正〕die Materie einschränkt, muß zugleich ein Grund sein, diese Materie zum Willen hinzuzufügen, aber sie nicht vorauszusetzen.）」

*「条件」、「根拠」、「前提」という三つの言葉が、「実質」に対立して用いられている。三つの言葉は、いずれも、格率の「実質」が、したがって格率そのものが、普遍的法則（善いプシュケー、定言命法）となるために必要な事柄を示している。復習すれば、定言命法とは「汝の意志の格率が、つねに同時に普遍的立法の原理として妥当することができるように行為せよ。」（§ 40）

『国語辞典』を見ると、「条件」とは「物事の成立・実現・存続・決定などの前提として存在する事柄・制約の事項」、「根拠」とは「判断の理由・言動のよりどころ」、「前提」とは「ある物事が成り立つための基礎となる条件」、とある。こうして見ると、「三つの言葉」は、ほぼ互換可能であり、カントもそのように使っている。

「〔 - b . 格率の制限による道徳法則の成立〕実質がたとえば私自身の幸福であるとしよう。私がこの実質〔自己幸福〕をあらゆるひとに付与するとしても（私は実際このことを有限な存在者についてなすことができるが）、この実質が客観的な実践的〔道徳的〕法則となるのは、私が他人の幸福をも私自身の幸福のうちに一緒に含める場合にのみ可能なのである。それゆえ、他人の幸福を促進せよという〔道徳〕法則は、この〔他人の〕幸福の促進が各人の随意の客観〔実質〕であるという前提から生ずるのではなく、自愛の格率に〔道徳〕法則の客観的妥当性を与えるための条件として〔実践〕理性が必要とする普遍性の形式が、意志の規定根拠となる、ということだけから生ずるのである。それゆえ、客観〔実質〕（他人の幸福という）が純粹意志の規定根拠であったのではなく、私が傾向性に基づいた私の格率を制限し、〔私が〕それ〔私の格率〕に〔道徳〕法則の普遍性を与え、こうしてそれ〔私の格率〕を純粹実践理性に適合させたのは、たんなる〔道徳〕法則的形式を通じてのことであったのである。したがって、私の自愛の格率をさらに他人の幸福にまで拡張するという責務の概念は、なにか外的な動機を付加することによってではなく、こうした〔格率の〕制限からのみ生ずることができたのである。（〔 - b .〕Die Materie

sei z. B. meine eigene Glückseligkeit. Diese, wenn ich sie jedem beilege (wie ich es denn in der That bei endlichen Wesen thun darf) , kann nur alsdann ein objectives praktisches Gesetz werden, wenn ich anderer ihre in dieselbe mit einschließe. Also entspringt das Gesetz, anderer Glückseligkeit zu befördern, nicht von der Voraussetzung, daß dieses ein Object für jedes seine Willkür sei, sondern blos daraus, daß die Form Allgemeinheit, die die Vernunft als Bedingung bedarf, einer Maxime der Selbstliebe die objective Gültigkeit eines Gesetzes zu geben, der Bestimmungsgrund des Willens wird, und also war das Object (anderer Glückseligkeit) nicht der Bestimmungsgrund des reinen Willens, sondern die bloße gestzliche Form war es allein, dadurch ich meine auf Neigung gegründete Maxime einschränkte, um ihr die Allgemeinheit eines Gesetzes zu verschaffen und sie so der reinen praktischen Vernunft angemessen zu machen aus welcher Einschränkung, und nicht dem Zusatz einer äußeren Triebfeder, alsdann der Begriff der *Verbindlichkeit*, die Maxime meiner Selbstliebe auch auf die Glückseligkeit anderer zu erweitern, allein entspringen konnte.) (同上 , 86 ~ 88頁)

*本小段落の内容は、次段落において、まとめて、考えることにしたい。

[注 二 (Anmerkung .)]

(46)

「 [道徳性の原理と自己幸福の原理は正反対のもの] [. 仮言命法はすべて自己幸福 = 自愛の原理に帰着する] 道徳性の原理 [定言命法] のまさに正反対は、自分自身の幸福の原理 [仮言命法] が意志の規定根拠とされる場合である。この [自己幸福の] 原理 [仮言命法] には、私がさきに [注一] 示したように、[道徳] 法則 [定言命法] として役立つとされる規定根拠を、格率の立法的形式以外のどこか別のところに置くすべての原理が数え入れられなければならない。(Das gerade Widerspiel des Principis der Sittlichkeit ist : wenn der eigenen Glückseligkeit zum Bestimmungsgrunde des Willens gemacht wird, wozu, wie ich oben gezeigt habe, alles überhaupt gezählt werden muß, was den Bestimmungsgrund, der zum Gesetze dienen soll, irgend worin anders als in der gesetzgebenden Form der Maxime setzt.)」

「 [. 仮言命法と定言命法との抗争] この [両原理間の] 抗争は、経験的に = 条件づけられた諸規則をそれでも必然的な [理論的] 認識原理にまで高めようとする場合に、それらの規則の間に生ずる抗争のように、たんに論理的 [理論的] であるのではなく、実践的 [生きることに関わるもの] であって、もし意志にかんする [実践] 理性の聲がきわめて明瞭で他から圧倒されず、きわめて通常の人間にさえはっきり聞き取れるということがないとすれば、道徳性をまったく破壊しつつすであらう。だがそうなると道徳性は、頭を悩ます価値のない理論を維持するために、かの天来の声に耳をかさないほど不遜な諸学派が試みる混乱した思弁のうちで、ようやく自分を維持していくことができるだけである。(Dieser Widerstreit ist aber nicht blos logisch, wie der zwischen empirisch = bedingten Regeln, die man doch zu nothwendigen Erkenntnisprincipien erheben wollte, sondern praktisch und würde, Wäre nicht die Stimme der Vernunft in Beziehung auf den Willen so deutlich, so unüberschreibbar, selbst für den gemeinsten Menschen so vernehmlich, die Sittlichkeit gänzlich zu Grunde richten ; so aber kann sie sich nur noch in den kopfverwirrenden Speculationen der Schulen erhalten, die dreist genug sind, sich gegen jene himmlische Stimme taub zu machen, um eine

Theorie, die kein Kopfbrechen kostet, aufrecht zu erhalten.)」(同上, 89~90頁)

*ここで、「定言命法」と「仮言命法」について、宇都宮氏のカント理解に依って、頭を整理しておきたい、と念う。前に読んだ部分と重なる部分も少しあるが、その重要性に鑑みて、ご容赦願いたい。今後も、このような場合が、少なからず、生じるであろう。私は、宇都宮氏の思索を、執拗に、追考し尽くすはずである。

《カントの倫理学》[]

A.『倫理学入門』——宇都宮氏に依る「解説」——

「[] 義務に基づく行為」

(略) カントはまず、『道德形而上学の基礎づけ』で、世間で一般に「義務」とよんでいるもの[役割倫理]を取り上げ、それと行為の道德的価値[道德的に見て善い行為か否か]との関係を明らかにしようとした。[カントの狙いは、道德的に善い行為とは如何なる行為であるのかを解明し、そのような行為を自ら実践することにあつたが故に] カントはそこで、たんに義務に適合している行為と、義務を義務としてはっきり意識し、義務に基づいてなされる行為とを区別した。行為が道德的価値をもち、道德的に善いと評価されるのは、後者の場合に限られる[カントは善いブシュケの証を「義務意識」に見た、そしてこの「義務」が「定言命法」に他ならない、道德を「幸福」ではなく、「義務(道德的に為すべきことと為すべきでないこと: ein Sollen)」を基礎として、把握するのである]。カントがあげている例によると、小売店の店主が、商売繁盛のためにどの客にも掛け値をせず、その限りで客に公正にふるまっているとしても、それは自分の利益を求めての行為であるから、表面的には義務に適合した行為であるとしても、道德的価値をもたない[自己幸福のための仮言命法]。これに対して、店主が客に対して公正であることを義務として意識し、その意識に基づいて掛け値をせず、どの客に対しても公正にふるまうならば、その行為は義務に基づいた行為であり、道德的に善いと評価されるのである[道德的義務のための定言命法]。道德的価値は、義務を義務として尊重し、それに基づいてなされる行為にのみ、見いだされるのである[道德的価値は定言命法に従う行為にのみ帰属する]。もっとも、義務に適合している他人の行為について、それが自己愛[自己幸福]から生じた行為なのか、それとも義務に基づいてなされた行為なのか、外から見て判別することは困難であろう[道德は、畢竟、心構えに結局する]。しかしカントにとって、それはどうでもよい事柄であつて、問題は、自分がはたして義務に基づいて行為しているかどうかということである[ソクラテス「むしろ、他人を(ソフィストのように言論で?) 押さえつけるよりも、自分自身をできるだけ善い人になるようにするほうがはるかに立派で、ずっと容易なやり方なのです」、『アポロギア』39d、この自分が善く生きることが人間が生きることのアルファかつオメガなのである]。カントが要求しているのは、自分の行為についての道德的反省であつて、他人の行為の道德的評価ではない[孔子「賢を見ては斉しからんことを思い、不賢を見ては内に自ら省みよ」、『論語』 - 17.]」(92~93頁)

(続)

2002年8月